

COP28の結果と 気候変動に関わる最近の動向

GISPRI 2023年度第1回会計・税務委員会

2023年12月22日

高村ゆかり (東京大学)

Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

e-mail: yukari.takamura@ifi.u-tokyo.ac.jp

温暖化交渉の展開

- 1992年 地球サミット(リオサミット): 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)
- 1997年 COP3(京都会議): 京都議定書採択(2005年発効)
- 2010年 COP16(カンクン会議): カンクン合意(2020年までの国際ルール合意)
- 2015年12月 COP21(パリ会議): パリ協定採択
- 2016年11月4日 パリ協定発効
- 2016年11月 COP22(マラケシュ会議) = パリ協定の最初の締約国会議(CMA1)
- 2018年12月 COP24(カトヴィツェ会議) = パリ協定の実施ルール採択
- 2019年12月 COP25(マドリード会議)
- 2021年10月-11月 COP26(グラスゴー会議)
- 2022年11月 COP27(シャルム・エル・シェイク会議)
- 2023年11月-12月 COP28(ドバイ会議)

- パリ協定の締結状況
 - 194カ国 + EU が批准。世界の排出量の約98.6%を占める(2023年12月6日時点)

COP28

- 11月30日（第一日目）：議題とloss and damage合意文書採択
- 12月1日、2日：World Climate Action Summit
 - 岸田総理スピーチ
 - <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100589926.pdf>
 - <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100590203.pdf>
- 12月13日：パリ協定のCOP全体会合でGSTの合意文書（UAEコンセンサス）採択
 - https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2023_L17_adv.pdf

COP28はどういう会議だったか

- 2023年11月30日～12月12日 @UAE・ドバイ
- **目標から「行動」「実施」へ:「ACTION」**
 - 2021年のCOP26に向けて各国が目標 (Nationally Determined Contribution: NDC) を提出
 - COP26:「**1.5°Cまでに気温上昇を抑える努力を決意をもって追求する**」
 - ここ10年 (this critical decade) 2030年頃までの排出削減が決定的に重要という認識が共有
 - 2022年中に、2030年目標・削減の引き上げのために各国の目標 (NDC) 再検討。**目標・削減の引き上げの作業計画をCOP27で作成**
 - COP28: World Climate Action Summit
- **グローバル・ストックテイク (Global Stocktake: GST) = 次の2025年の目標提出 (2035年目標提出が推奨) に向けたプロセスが進む**
- **途上国における気候変動の損失と損害 (loss and damage (ロス・ダメ)) の基金の制度枠組み合意**
- COP26以降の**複合的危機の中でのCOP**
 - 異常気象による影響・損害に加えて、国際の平和と安全の危機、エネルギー危機、食料危機など、複合的な危機の中での開催
- 食料システム、農業、健康、海洋

2030年目標の引き上げ

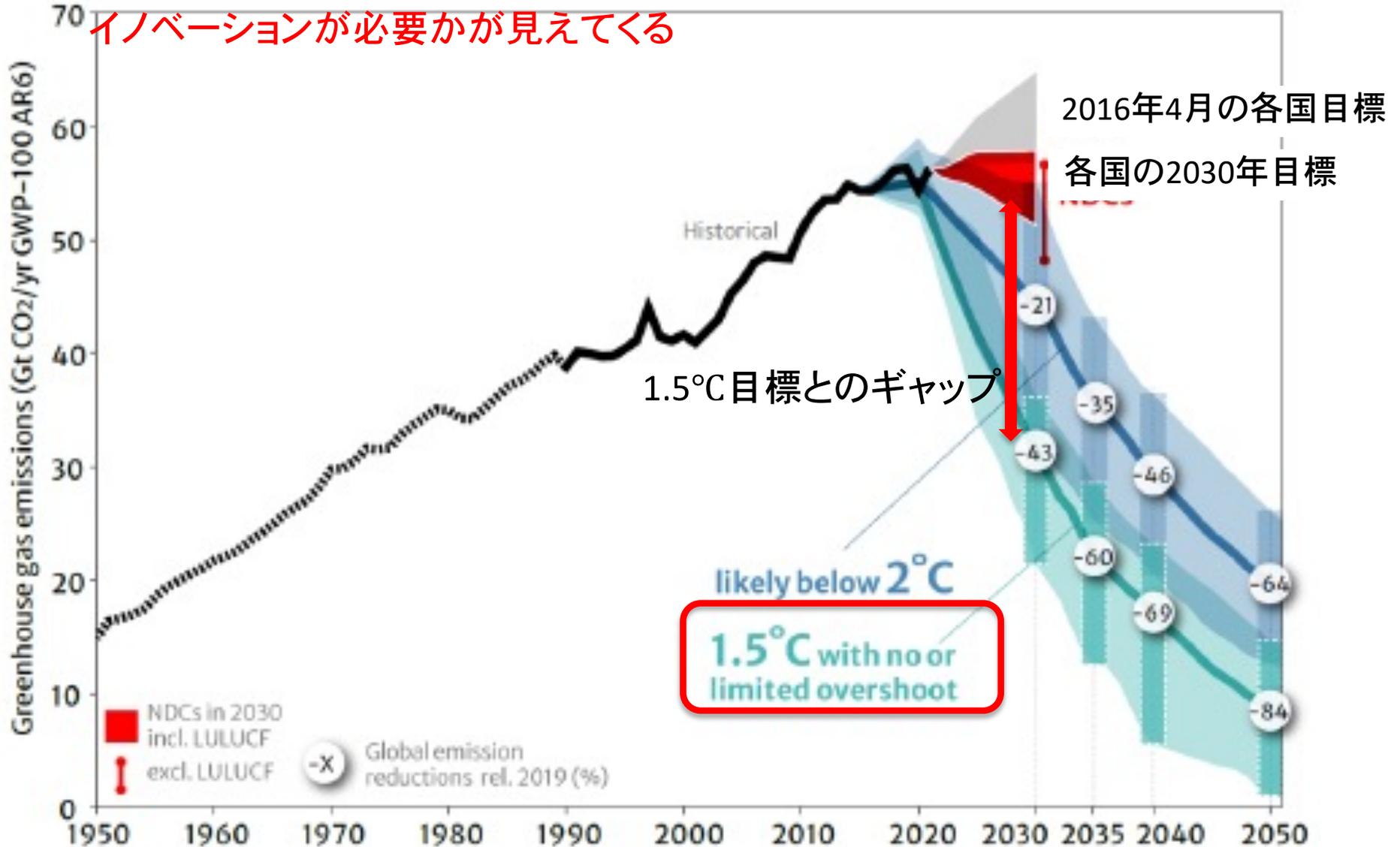
	新たな2030年目標	2015年提出の目標
日本	2013年比46-50%削減	2013年比26%削減
米国	2005年比50-52%削減	2025年までに2005年比26-28%削減
EU	1990年比少なくとも55%削減	1990年比少なくとも40%削減
ドイツ	1990年比少なくとも65%削減 2040年までに88%削減 2045年までにカーボンニュートラル	1990年比少なくとも55%削減
英国	1990年比68%削減 2035年までに78%削減	1990年比53%削減
カナダ	2005年比40-45%削減	2005年比30%削減
中国	少なくとも65%の排出原単位改善； 2030年頃までにCO2排出量頭打ち； 一次エネルギー消費の非化石燃料 比率約25%	60-65%の排出原単位改善；2030年 頃までにCO2排出量頭打ち；一次エ ネルギー消費の非化石燃料比率約 20%
インド	45%の排出原単位改善；総電力設 備容量の50%を非化石燃料起源に	33-35%の排出原単位改善；総電力 設備容量の40%を非化石燃料起源 に

1.5°C目標と削減目標(NDC)のギャップ

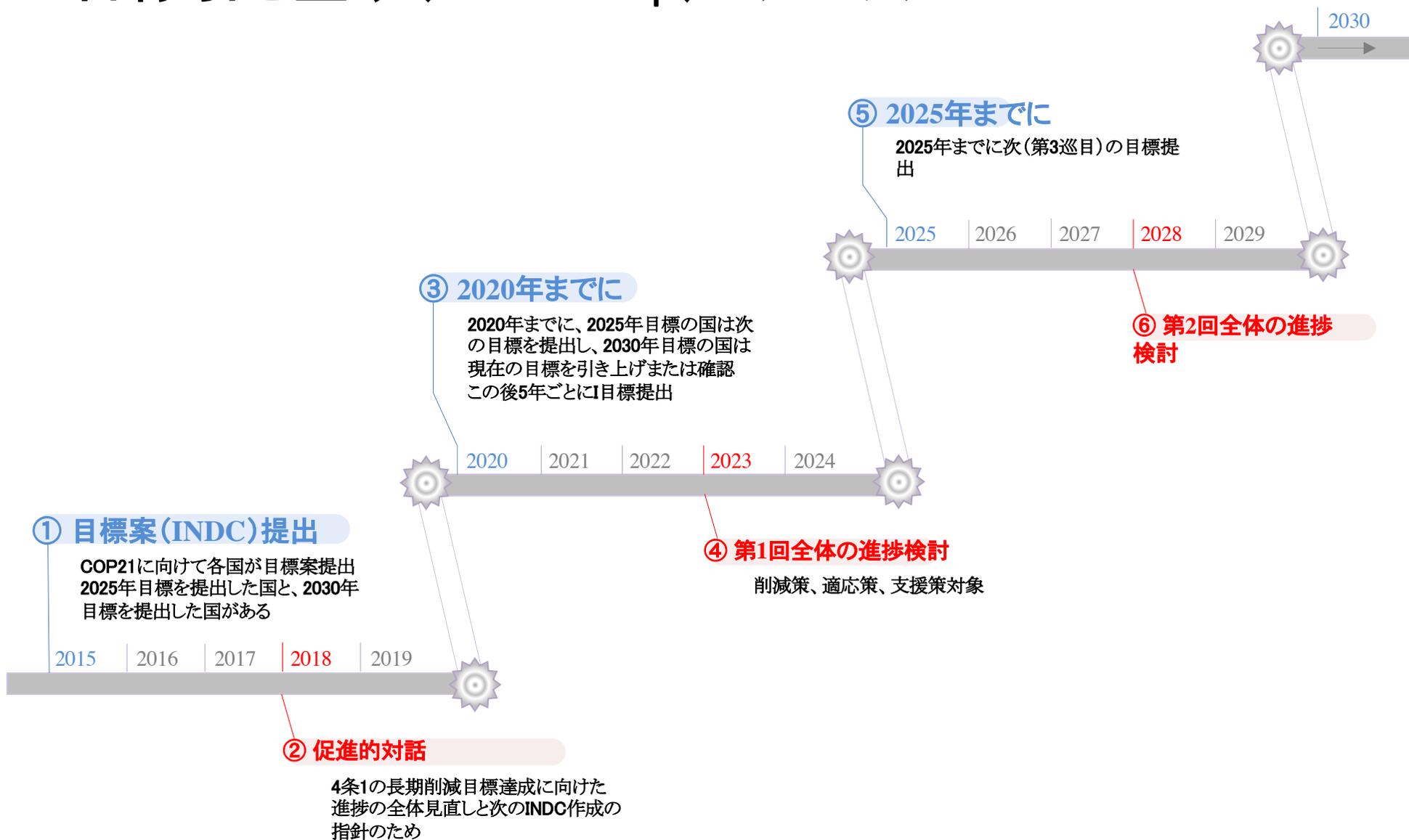
“1.5°C目標を達成する可能性が小さくなっている”

現在の社会の延長線上には私たちがありたい未来はない

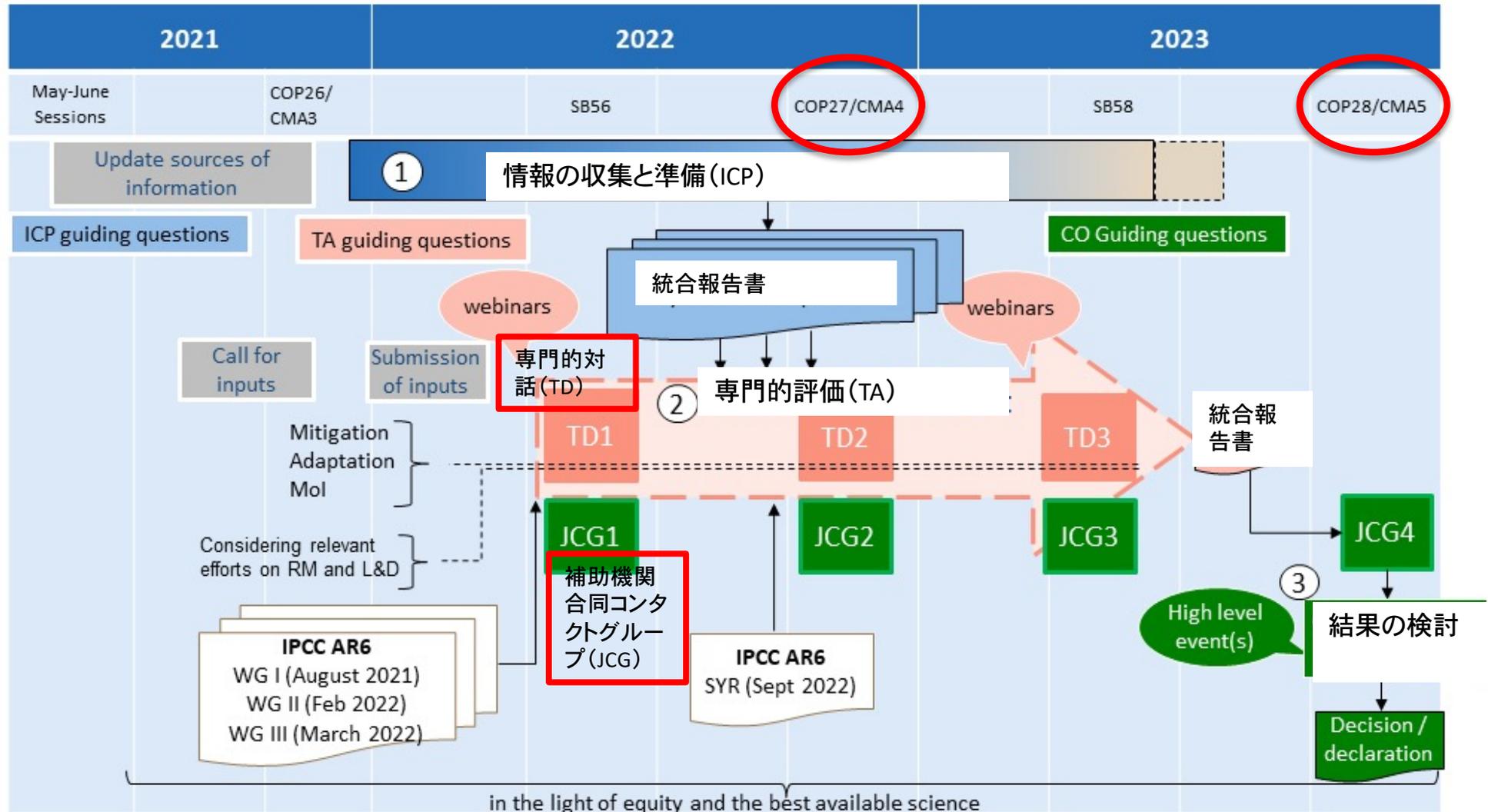
長期目標(=ゴール。ありたい未来社会像)の明確化でどこに課題があるか、イノベーションが必要かが見えてくる



目標引き上げ(ratchet-up)メカニズム



Global Stocktake (グローバル・ストックテイク)



Loss and damage基金

- COP27で、途上国における気候変動の損失と損害 (loss and damage (ロス・ダメ)) への資金支援の仕組みの設置を合意＝歴史的合意
 - 新たに損失と損害への支援を行う基金を設置
 - 世界銀行など多数国間資金供与機関がその資金供与に損失と損害への支援を位置づけるよう促す。気候変動の「主流化」を促す
 - COP28にむけて移行委員会を設置して詳細を検討。2023年11月の移行委員会でドラフトまとめる(なお異論があった)
- COP28での合意
 - https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2023_L01_cma2023_L01E.pdf
 - 独立した法人格を持つ基金
 - 枠組条約とパリ協定の資金メカニズムの一つ。COPのガイダンス
 - 運営し監督する理事会(26名からなる)の設置
 - 独立した新たな事務局
 - 暫定的に世界銀行がホスト
 - COP29(2024年)で運用開始
- UAE(1億米ドル)、ドイツ(1億米ドル)、フランス(1.089億米ドル)、イタリア(1.089億米ドル)、英国(5000万米ドル)、米国(1750万米ドル)日本(1000万米ドル)など資金支援を表明

UAEコンセンサスのポイント(1)

- GSTの合意文書(UAEコンセンサス)
 - https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2023_L17_adv.pdf
- 目標と科学の再確認
 - 1.5°C目標の再確認(para. 4)
 - 決定的に重要なこの10年で対策を加速することを誓約(para. 6)
 - IPCCの第六次評価報告書の重要な知見の確認(paras. 15, 16)
 - パリ協定の下で対策が進捗。すべて目標が実施されれば、4°Cの気温上昇から2.1-2.8°Cの上昇に抑える効果(para. 18)
 - 1.5°C目標を達成するには、2019年比で、世界の排出量を、2030年までに43%削減、2035年までに60%削減、2050年までに炭素排出実質ゼロが必要ということを確認(para. 27)

最新の科学が伝えること

IPCC第6次評価報告書統合報告書(2023年3月20日)

- 決定的な10年 (critical decade/decisive decade)
 - 直面するリスクとしての気候変動
 - 気温上昇とともに今後影響とリスクは一層大きくなる。「適応の限界」
 - パリ協定の目標(1.5°C目標、2°C目標)達成には、直ちに、遅くとも2025年までに世界の温室効果ガス排出量を頭打ちにすることが必要
 - このままでは50%をこえる確度で、今から2040年の間に1.5°Cに達する見通し

		2019年比の削減率			
		2030	2035	2040	2050
1.5°C目標 (>50%)	GHG	43 [34 - 60]	60 [49 - 77]	69 [58 - 90]	84 [73 - 98]
	CO2	48 [36 - 69]	65 [50 - 96]	80 [61 - 109]	99 [79 - 119]
2°C目標 (>67%)	GHG	21 [1 - 42]	35 [22 - 55]	46 [34 - 63]	64 [53 - 77]
	CO2	22 [1 - 44]	37 [21 - 59]	51 [36 - 70]	73 [55 - 90]

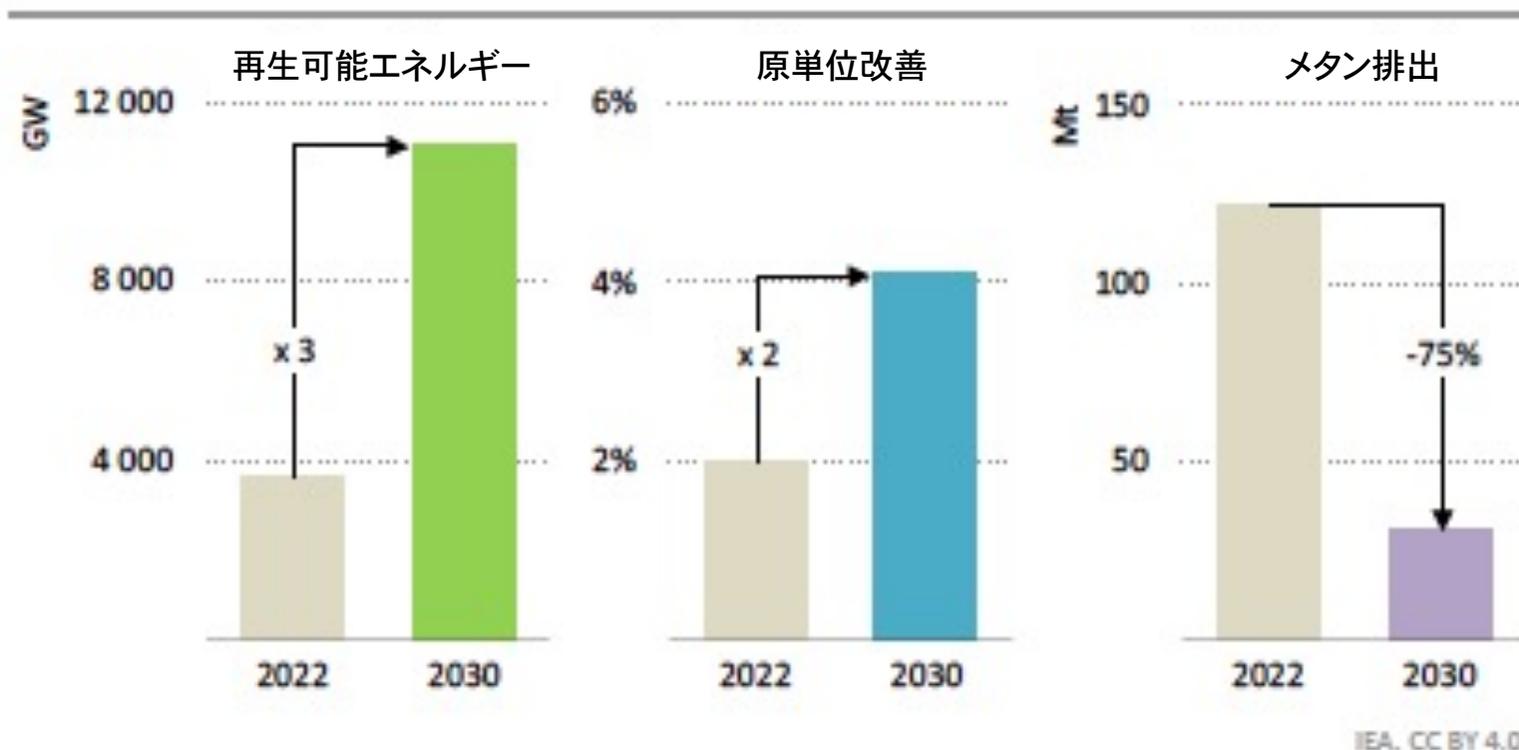
出典: IPCC, 2023を基に高村作成

- 目標・政策を**実行・行動**にうつす

UAEコンセンサスのポイント(2)

- GSTの合意文書(UAEコンセンサス)パラグラフ28
 - 1.5°C目標を達成するには大幅で、急速で、持続的な温室効果ガスの削減が必要であることを認め、各国が決定する方法で、パリ協定と各国の異なる事情、経路及びアプローチを考慮して、**次の世界的な努力に貢献することを締約国に要請**
 - (a) **2030年までに世界の再生可能エネルギーの設備容量を3倍に、世界のエネルギー効率改善の平均年率を2倍にする** Tripling renewable energy capacity globally and doubling the global average annual rate of energy efficiency improvements by 2030;
 - (b) **対策の取られていない石炭火力の段階的削減にむけた努力を加速** Accelerating efforts towards the phase-down of unabated coal power;
※COP26、COP27の合意と同じ
 - (c) **排出実質ゼロのエネルギーシステムに向けて世界的に努力を加速** Accelerating efforts globally towards net zero emission energy systems, utilizing zero- and low-carbon fuels well before or by around mid-century;
 - (d) 科学に従って、**2050年までに排出実質ゼロを達成するよう、公正で、秩序だった、衡平な方法で、エネルギーシステムにおける脱化石燃料を進める。この決定的に重要な10年に対策を加速** Transitioning away from fossil fuels in energy systems, in a just, orderly and equitable manner, accelerating action in this critical decade, so as to achieve net zero by 2050 in keeping with the science;

2030年までに必要な 再エネ容量、エネルギー原単位改善 電気自動車は現状の10倍に



Renewables, energy efficiency and methane emissions reduction options are available today and crucial to reducing near-term emissions

Notes: GW = gigawatts; Mt = million tonnes. For energy intensity improvements, the 2030 value reflects the annual improvement between 2022 and 2030 in the NZE Scenario.

UAEコンセンサスのポイント(3)

- GSTの合意文書(UAEコンセンサス)パラグラフ28
 - 1.5°C目標を達成するには大幅で、急速で、持続的な温室効果ガスの削減が必要であることを認め、各国が決定する方法で、パリ協定と各国の異なる事情、経路及びアプローチを考慮して、**次の世界的な努力に貢献することを締約国に要請**
 - (e) **ゼロ排出、低排出の技術を加速**。その技術には、特に再生可能エネルギー、原子力、特に削減が難しい分野における炭素回収貯留・利用技術といった排出削減・除去技術、低排出炭素生産を含む。Accelerating zero- and low-emission technologies, including, inter alia, renewables, nuclear, abatement and removal technologies such as carbon capture and utilization and storage, particularly in hard-to-abate sectors, and low-carbon hydrogen production;
 - (f) **世界の二酸化炭素以外の排出量対策を加速し、相当に削減。2030年までのメタン排出の相当な削減**を含む Accelerating and substantially reducing non-carbon-dioxide emissions globally, including in particular methane emissions by 2030;
 - (g) **道路交通からの排出削減を加速** Accelerating the reduction of emissions from road transport on a range of pathways, including through development of infrastructure and rapid deployment of zero- and low-emission vehicles;
 - (h) **非効率な化石燃料補助金の段階的廃止** Phasing out inefficient fossil fuel subsidies that do not address energy poverty or just transitions, as soon as possible;

UAEコンセンサスのポイント(4)

- GSTの合意文書(UAEコンセンサス)パラグラフ28
 - (d) 科学に従って2050年までに排出実質ゼロを達成するよう、公正で、秩序だった、衡平な方法で、エネルギーシステムにおける脱化石燃料を進める。この決定的に重要な10年に対策を加速する Transitioning away from fossil fuels in energy systems, in a just, orderly and equitable manner, accelerating action in this critical decade, so as to achieve net zero by 2050 in keeping with the science;
 - Cf. 12月11日16:30草案
 - Reducing both consumption and production of fossil fuels, in a just, orderly and equitable manner so as to achieve net zero by, before, or around 2050 in keeping with the science;

UAEコンセンサスのポイント(5)

- 各国の削減目標(NDC)は、COP30(2025年11月)に先立って遅くとも9カ月から12カ月前に(2025年2月頃には)提出することを再確認(para. 166)
- 2025年に提出する削減目標は2035年目標提出を奨励(para. 170)
- 補助機関の議長に対して、GSTの結果に基づいていかに削減目標の策定を行っているか、知見とグッドプラクティスの共有を促進するGST対話を2024年6月から毎年開催することを要請(para. 187)
- COP28、COP29、COP30の議長国の下で、対策を促進し、1.5°C目標達成するために、国際協力を相当に促進するための活動(1.5°Cミッションへのロードマップ)を開始することを決定(para. 191)
- 第2回GSTの情報収集と準備をCOP31(2026年11月)に開始し、COP33(2028年11月)に終了することを決定(para. 194)

UAEコンセンサスのポイント(6)

- 適応策

- 世界適応目標の枠組 (Global Goal on Adaptation Framework) を採択。進捗を示す指標を開発する2年間の作業計画

- 資金

- 新たな長期資金目標 (New Collective Quantified Goal: NCQG) : 2024年は交渉テキストを作成できるようにする

UAEコンセンサスの評価

- 明確さを欠くなど不十分な点は残るが、**2025年の目標を各国が作成するためのガイダンスを与えた**
- このガイダンスに基づいて**いかに目標を各国が策定できるかが鍵**
- 一定のフォローアップのしくみ。GST対話、**1.5°Cミッションへのロードマップ**
- 遅くとも2025年2月に目標提出できるように**日本国内での検討が必要**
 - エネルギー基本計画、国の温暖化対策計画の審議

その他の議題

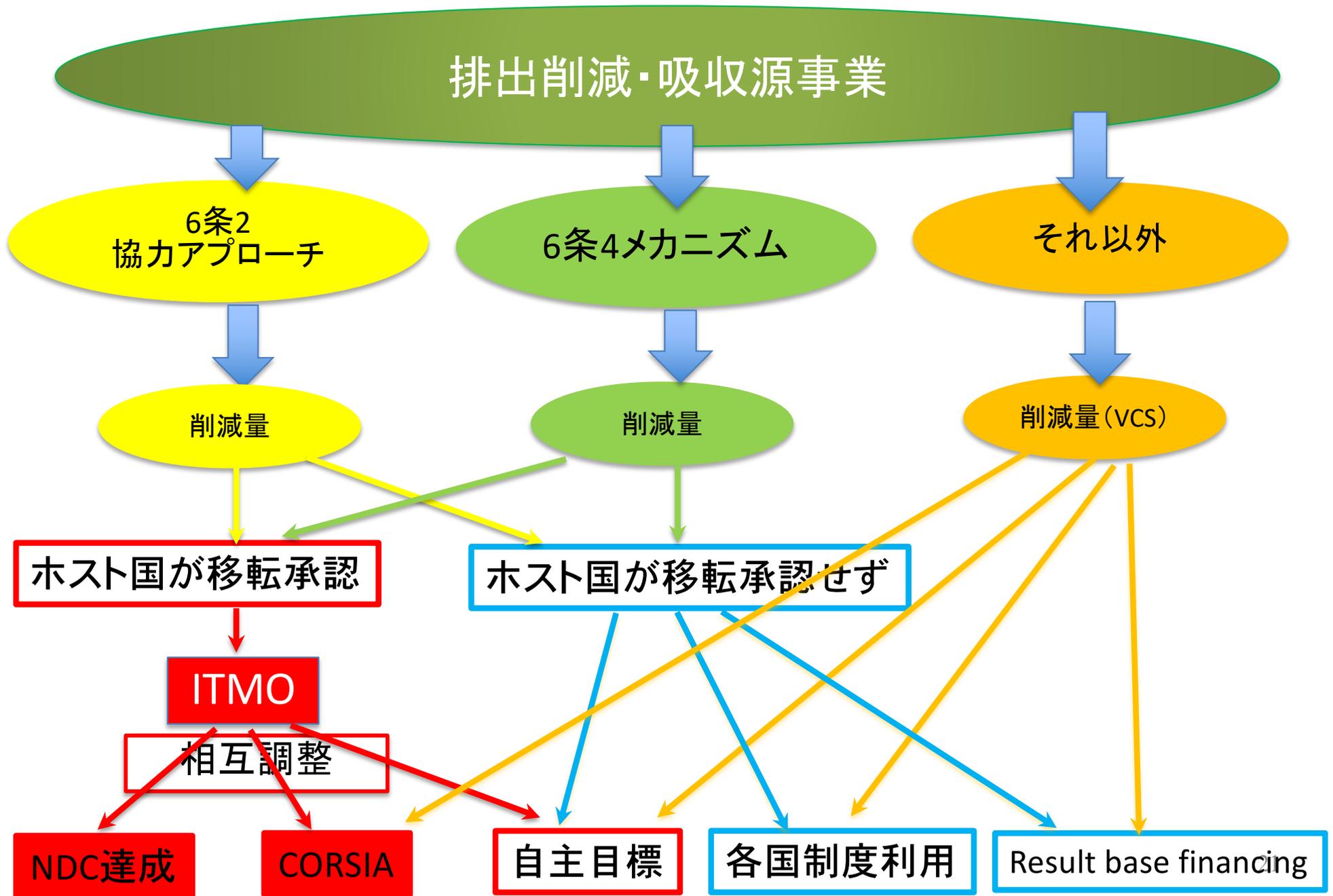
- **市場メカニズム(パリ協定6条)**: 合意できず。交渉継続
 - パリ協定6条2: ダブルカウンティングの懸念、国によって異なる報告制度、商業上の秘密の範囲に制約なし、など
 - パリ協定6条4: 方法論の要件、除去についてさらに検討要
- **農業と食料安全保障**に関する共同作業
 - 合意できず。交渉継続
- COPの日程と議長国
 - COP29: 2024年11月。アゼルバイジャン
 - COP30: 2025年11月。ブラジル

パリ協定における市場メカニズム

- **市場メカニズム** (6条)

- 締約国が自主的な協力をを行うことを承認(6条1)し、目標達成に向けてクレジット(排出枠)の国際的移転が伴う協力アプローチ (cooperative approaches) をとる場合の条件を定める(6条2) = 二国間協力型のメカニズム
 - 持続可能な発展の促進、環境十全性と透明性の確保、強固なアカウンティング、とりわけダブルカウンティングの回避の確保
 - ガイダンスについてはCMA1で採択
 - JCMからのクレジットを各国の目標達成に利用することが国際的に承認される道ができた(一定の国際ルールに従うことが条件)
 - 国・地域の排出量取引制度の連結も対象となりうる
- 削減と持続可能な支援に貢献するメカニズムの設置(6条4) = 国連管理型のメカニズム
 - CMAが指定する機関により監督 = CDM likeなメカニズム
 - ルールについてはCMA1で決定(6条7)
 - ダブルカウンティングの防止(6条5)
 - 一部の利益を脆弱国の適応費用支援に(6条6)
- 非市場アプローチの枠組みも設置(6条9)

排出クレジット制度の俯瞰



気候変動関連スケジュール

	2021年 1-6月	2021年 7-12月	2022年 1-6月	2022年 7-12月	2023年 1-6月	2023年 7-12月	2024年 1-6月	2024年 7-12月	2025年
COP議長国	英国 (COP26)		エジプト (COP27)		UAE (ドバイ) (COP28)		アゼルバイジャン (COP29)		ブラジル (COP30)
G7議長国	英国		ドイツ		日本		イタリア		カナダ
G20議長国	イタリア		インドネシア		インド		ブラジル		南ア
気候変動枠組条約 京都議定書 パリ協定	 パリ協定実施規則交渉	<ul style="list-style-type: none"> ・COP26 (10月-11月) ・IPCC第6次評価報告書 (AR6) 第1作業部会報告書 (8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC AR6 第2、第3作業部会報告書 (2月、4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP27 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC AR6 統合報告書 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP28 (11月-12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP29 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP30 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなNDC (2035年目標) 提出 (遅くとも2月まで)
国連などの動き		<ul style="list-style-type: none"> ・ICAO 市場メカニズム (CORSIA) 開始 ・国連気候サミット (9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連環境総会 (2月-3月) ・生物多様性条約 COP15 (12月) 					<ul style="list-style-type: none"> ・国連未来サミット (9月) ・プラスチック条約策定 予定 	
各国の出来事など	<ul style="list-style-type: none"> ・米国バイデン政権誕生 			<ul style="list-style-type: none"> ・米国中間選挙 (11月) 				<ul style="list-style-type: none"> ・米国大統領選挙 (11月) 	

グローバルストックテイク
新しいNDC提出に向けたプロセス




交渉外のイニシアティブ(1)

- **Global Renewables and Energy Efficiency Pledge**
 - IEAとIRENAの予測に基づき、2030年までに世界の再生可能エネルギーの設備容量を3倍、少なくとも11,000GWに、世界のエネルギー効率改善の平均年率を2倍、年2%から年4%にする
 - 日本を含む122カ国とEUが参加
 - <https://www.cop28.com/en/global-renewables-and-energy-efficiency-pledge>
- **Powering Past Coal Alliance (PPCA)**
 - 2017年に英国とカナダがリードして立ち上げ
 - 米国、UAE、チェコ、キプロス、ドミニカ共和国、アイスランド、コソボ、マルタ、モロッコ、ノルウェーが参加し、参加国は60カ国に
 - <https://poweringpastcoal.org>
- **Tropical Forests Forever Fund (TFFF)**
 - ブラジルによる新たな投資基金の設立の提案
 - 炭素吸収能力をこえる森林の価値付け

交渉外のイニシアティブ(2)

- **Declaration on Sustainable Agriculture, Resilient Food Systems and Climate Action**
 - UAEのイニシアティブ。134カ国が賛同(米国、英国、ブラジル、EU、中国、日本も含む)
 - 食料システムに関する宣言は初めて
 - 速やかに気候変動対策に農業と食料システムを統合し、農業と食料システムに関する議論や対策に気候変動対策を主流化することを誓約
 - 2024年COP29で全体の進捗を再検討。2025年以降に次のステップを検討
 - https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/attach/pdf/COP28-2.pdf
- **COP28 UAE Declaration on Climate and Health**
 - 124カ国が参加
 - https://cdn.who.int/media/docs/default-source/climate-change/cop28/cop28-uae-climate-and-health-declaration.pdf?sfvrsn=2c6eed5a_2&download=true
- **気候—健康へのファイナンス**に1000億米ドル
 - GCF、ADB、Global Fund、ロックフェラー財団(1億米ドル)など

ISSB

- 12月4日 (Finance Day) : COP28 Declaration of support
 - "Climate risks are increasingly having a real effect on companies and capital. Therefore—in response to calls for climate action at COP28—we support the establishment of market infrastructure to enable consistent, comparable climate-related disclosures at a global level. We are committed to advancing the adoption or use of the ISSB's Climate Standard as the climate global baseline."
- 64の法域の400近くの機関・団体から支持
 - 規制/基準設定機関: ASEAN, Brazil, Brunei, Canada, European Union, Germany, Ghana, Hong Kong, Japan (金融庁、SSBJ), Kenya, Mauritius, Mexico, Myanmar, Nigeria, the Philippines, Singapore, Turkey, the United Kingdom, Uruguay, Vietnam
- <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/12/issb-at-cop28-statement-of-support/>

サステナビリティ情報開示の動き

	国際の動き	日本国内の動き
2021年6月	・自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) の発足	・コーポレートガバナンス・コードの改訂による情報開示強化
2021年11月	・IFRS財団「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)」設立	
2022年3月	・米国証券取引委員会 (SEC) の気候変動情報開示規則案公表	
2022年4月		・プライム市場上場企業にTCFDに準拠した気候関連情報開示
2022年6月		・金融審議会では、義務的開示を含む企業のサステナビリティ情報開示に関する報告書
2022年7月		・日本版の開示基準を作成するサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 設立 (準備委員会は2022年1月設置)
2023年1月	・EUの企業のサステナビリティ報告に関する新指令 (CSRD) 効力発生	・有価証券報告書にサステナビリティ開示欄を設ける内閣府令改正
2023年6月	・ISSBのサステナビリティ情報開示基準 (S1)、気候変動情報開示基準 (S2) 公表 (6月26日)	
2023年9月	・TNFD勧告公表 (9月18日)	
2024年以降		・2024年3月までに日本版の開示基準案公表予定 ・遅くとも2025年3月までに日本版の開示基準策定予定

ISSBの今後の課題

- S1基準（一般的開示基準）、S2基準（気候変動開示基準）の最終化：2023年6月26日公表
 - S1基準、S2基準の導入などの基盤となる作業に相当の資源を割く
- 2024年から開始する2年間にISSBが取り組むべき新たなプロジェクトについて情報要請開始（2023年9月1日締切）
 - 生物多様性、生態系、生態系サービス
 - 人的資本（多様性、公平性及び包摂性にまず焦点をあてる）
 - 人権（バリューチェーンにおける労働者の権利及びコミュニティの権利にまずは焦点をあてる）
 - 報告における統合プロジェクト（integration in reporting）
 - 日本版の基準を作成するサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から「循環経済」も新たなプロジェクトとすることを提案

SASBスタンダード

SASB (Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会))
2011年に米国サンフランシスコを拠点に設立

IIRCと統合したValue Reporting Foundation (VRF)がISSBに統合

企業の情報開示の質向上に寄与し、中長期視点の投資家の意思決定に貢献することを
目的に、**将来的な財務インパクトが高いと想定されるESG要素に関する開示基準を設定**

領域 Dimension	環境 Environment	社会資本 Social Capital	人的資本 Human Capital	ビジネスモデルとイノベーション Business Model & Innovation	リーダーシップとガバナンス Leadership & Governance
一般問題カテゴリ General Issue Category	GHG排出 (GHG Emissions) 大気質 (Air Quality) エネルギー管理 (Energy Management) 水及び下水管理 (Water & Wastewater Management) 廃棄物及び危険物管理 (Waste & Hazardous Materials Management) 生態系への影響 (Ecological Impacts)	人権と地域社会のつながり (Human Rights & Community Relations) 顧客のプライバシー (Customer Privacy) データセキュリティ (Data Security) アクセスとアフォーダビリティ (Access & Affordability) 製品の品質と安全性 (Product Quality & Safety) 顧客の福祉 (Customer Welfare) 販売慣行と製品のラベリング (Selling Practices & Product Labeling)	労働慣行 (Labor Practices) 従業員の健康と安全 (Employee Health & Safety) 従業員エンゲージメント、多様性とインクルージョン (Employee Engagement, Diversity & Inclusion)	製品設計とライフサイクル管理 (Product Design & Lifecycle Management) ビジネスモデル回復力 (Business Model Resilience) サプライチェーン管理 (Supply Chain Management) 材料の調達と効率 (Materials Sourcing & Efficiency) 気候変動の物理的影響 (Physical Impacts of Climate Change)	経営倫理 (Business Ethics) 競争行動 (Competitive Behavior) 法規制環境の管理 (Management of the Legal & Regulatory Environment) クリティカルインシデントリスク管理 (Critical Incident Risk Management) システミックリスク管理 (Systemic Risk Management)

有価証券報告書における サステナビリティ情報

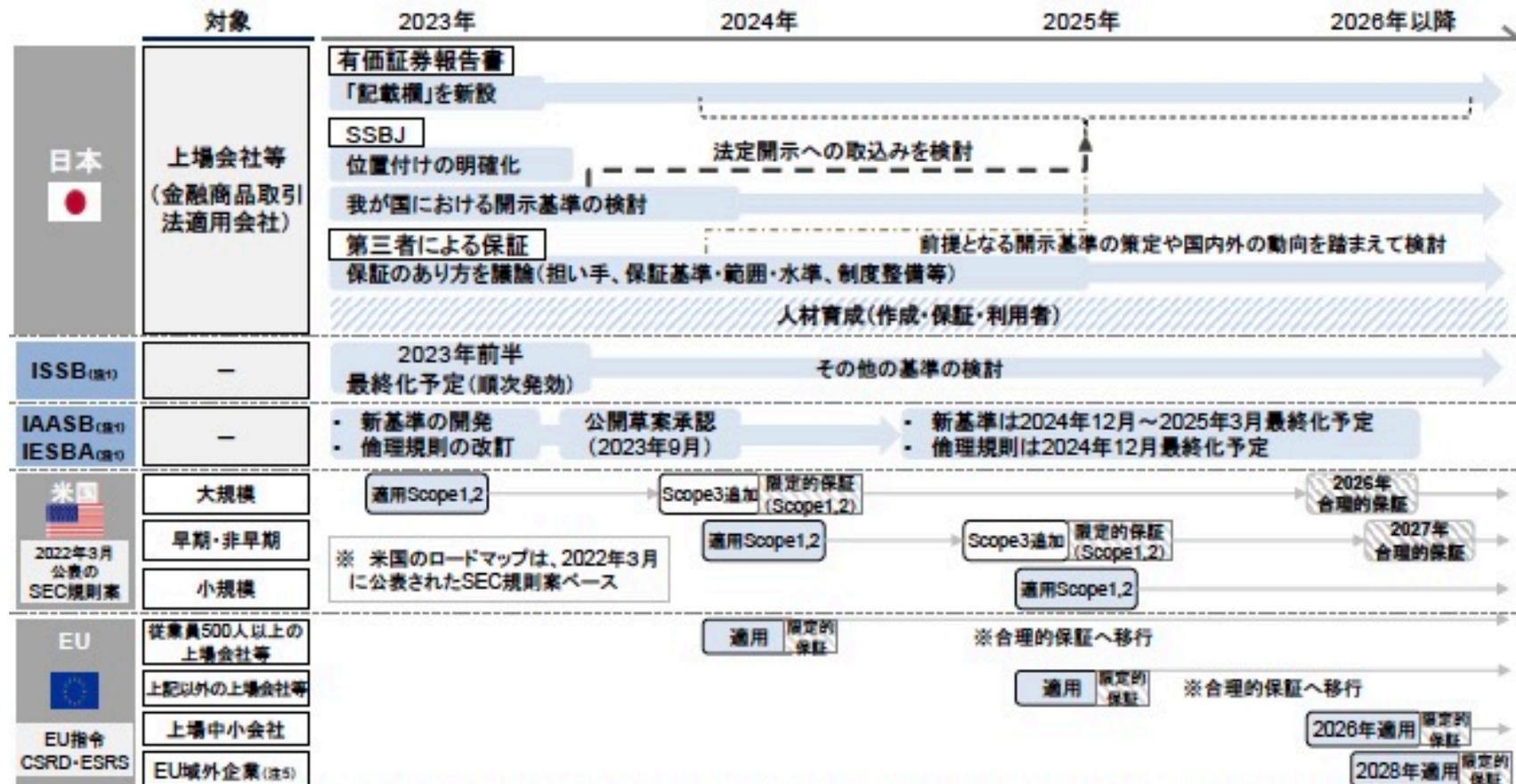
- 2023年3月31日以後に終了する事業年度に関わる有価証券報告書と有価証券届出書から、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設（内閣府令改正）
 - ①「ガバナンス」、②「リスク管理」については必須の記載事項
 - ③「戦略」、④「指標及び目標」については、各企業が重要性(materiality)を判断した上で重要なものについて記載
- 「記述情報の開示に関する原則」
 - ③「戦略」と④「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断して記載しないとした場合でも、その判断や根拠の開示が期待
 - 気候変動対応については、各企業の重要性の判断を前提としつつ、企業活動から直接排出するスコープ1、スコープ2の温室効果ガス排出量の積極的な開示が期待
- 人的資本：人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針、そして、これらの方針に関する指標の内容などについても必須の記載事項
- 日本版の開示基準を策定するサステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、ISSB作成の国際基準を基に、2025年3月末までに日本版の基準を策定予定。有価証券報告書での開示の法定基準として今後組み込まれていくことが想定

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

氏名	
川西 安喜	サステナビリティ基準委員会 委員長(常勤)
中條 恵美	サステナビリティ基準委員会 委員(常勤)
井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株) チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
関口 洋平	三井住友海上火災保険(株) 経営企画部 SX推進チーム長
勝部 安彦	東京電力ホールディングス(株)経営企画ユニットESG 推進室長
川那部 留理子	(株)大和証券グループ本社 経営企画部 SDGs 推進室 室長
菊池 勝也	東京海上アセットマネジメント(株)理事 責任投資部長 兼 オルタナティブ責任投資部長
阪 智香	関西学院大学サステナビリティ研究センター長
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授
藤本 貴子	日本公認会計士協会 副会長
峰雪 輝史	日本製鉄(株) 財務部部長
宮坂 充	(株)三菱UFJ銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室室長
森 洋一	日本公認会計士協会 テクニカルディレクター

各国のサステナビリティ開示の動向

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直しながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる

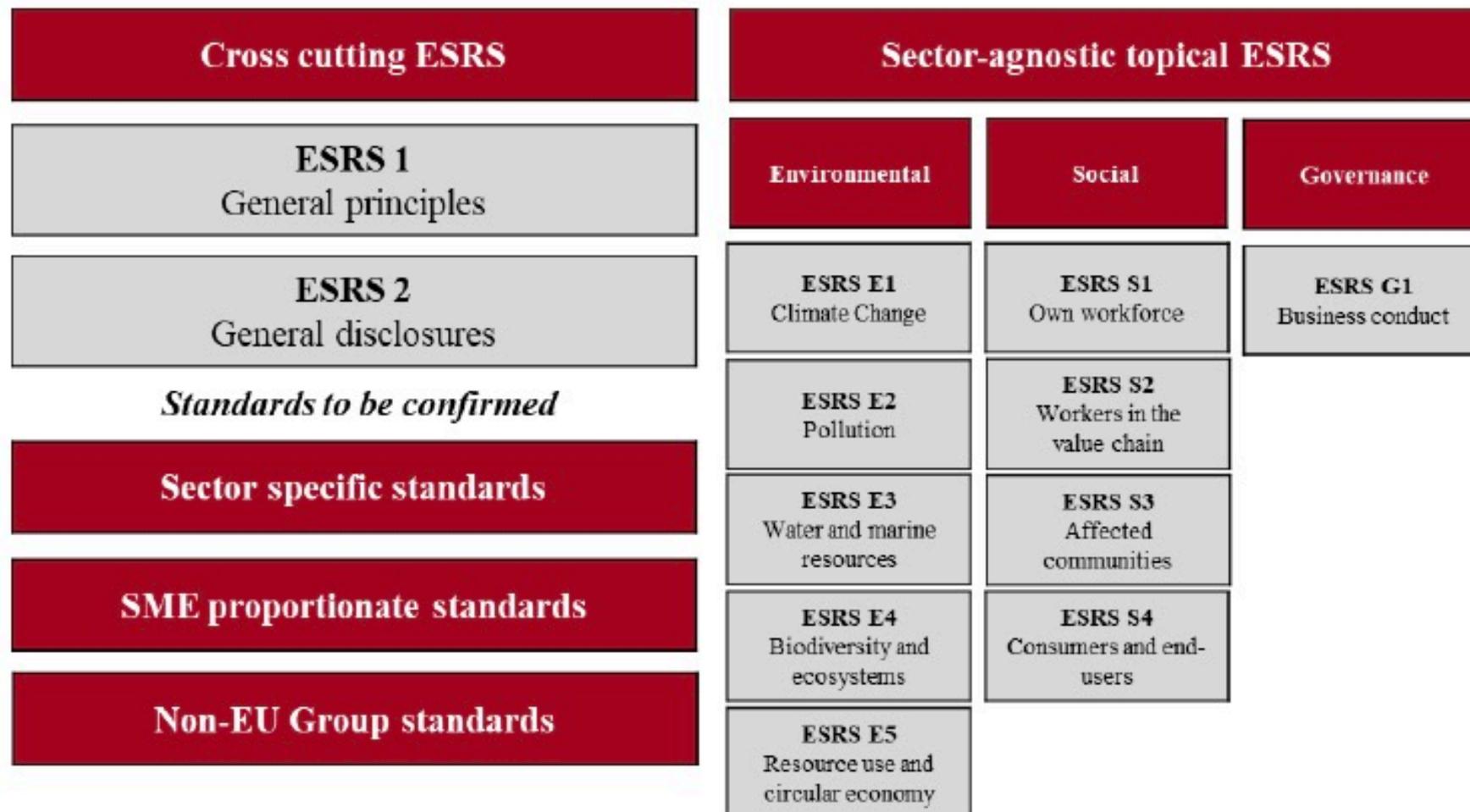


(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2) ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載
 (注3) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。
 (注4) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ
 (注6) 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1～2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

欧州サステイナブルファイナンス法

- The EU Action Plan on Financing Sustainable Growth (March 2018)
- Sustainable finance package (May 2018)
- **ディスクロージャー規則**: Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector (2019年12月採択、2021年3月適用開始)
 - 金融市場参加者(金融機関)の持続可能性関連のリスクの統合、情報提供などに関する規則
- **タクソノミー規則 (Taxonomy Regulation)** (2020年6月採択、2020年7月効力発生)
 - EU、加盟国が金融市場への参加者や金融製品や債権を販売する者に要件を課す場合の「環境上持続可能な活動」を定義
- **企業のサステナビリティ報告に関する指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD) (2023年1月5日効力発生)**
 - 投資家などが必要とする信頼性のある比較可能なサステナビリティに関する情報を企業が報告することを確保
 - **すべての大企業と一部の例外を除く上場企業**が対象。約5万社(現在は1万1000社が対象)が詳細な持続可能性報告基準にしたがった報告を求められる
 - **一定の条件を満たすEU域外の大企業の子会社も適用対象**(EU域内での売上高が2年連続で1.5億ユーロを超える企業であって、4000万ユーロを超える売上を有する子会社を持っているか、大企業たる子会社を有している場合)
 - すでに報告義務の対象となっている企業: 2024年1月1日適用開始、2025年から報告
 - EU域外の大企業: 2028年1月1日適用開始、2029年から報告
- **EU Taxonomy Climate Delegated Act** (2021年4月採択、2022年1月から適用開始)
- **コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive/CS3D) (2023年6月1日 欧州議会がドラフト採択)**

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)



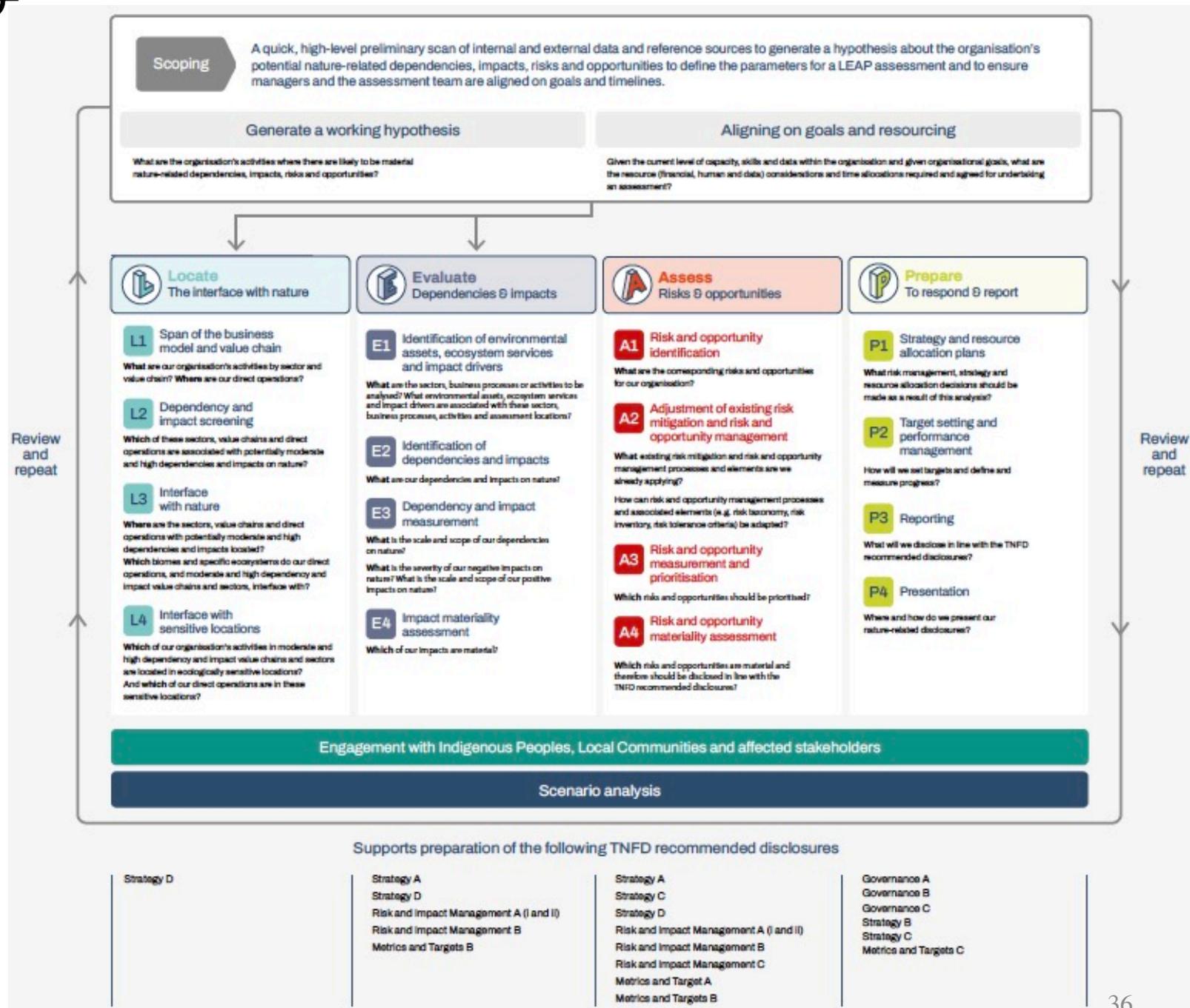
Task force on Nature-related Financial Disclosure (TNFD)

- 自然関連財務情報開示タスクフォース (Task force on Nature-related Financial Disclosure (TNFD))
 - 2019年1月: 世界経済フォーラム年次総会で着想
 - 2020年7月: TNFD非公式作業部会の結成発表
 - グローバル・キャノピー、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)、WWFによる
 - 2021年6月: TNFDの立ち上げ
 - ロンドン証券取引所グループ (LSEG) の David Craig 氏と CBD 事務局の Elizabeth Maruma Mrema 氏が共同議長
 - 2023年9月: TNFD勧告公表
- 自然関連リスクについて、企業が報告・対応するための枠組みを構築
 - TCFDと同じ、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標というアプローチを適用
 - 「影響 (Impacts)」と「依存度 (Dependencies)」
 - 自然が企業などの財務に与える影響を開示する (outside in) とともに、企業などが自然の状態に対して与える影響を開示する (inside out)

TNFDによる開示推奨項目

開示項目	ガバナンス	リスク管理	戦略	指標と目標
項目の詳細	自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会に関わる組織のガバナンスを開示	自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会について組織がいかに同定、評価、優先付け、監視しているかを開示	自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会が組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与える影響について、その情報が重要な場合には開示	自然関連の重要な依存度、インパクト、リスク、機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を開示
推奨される開示内容	a) 自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会についての取締役会による監視体制を説明	a) (i) その直接の事業において、(ii) 上流・下流のバリューチェーンにおいて、自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を同定、評価、優先付けするプロセスを説明	a) 組織が短期・中期・長期の自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を説明	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即し、重要な自然関連のリスクと機会を評価・管理するために用いる指標を開示
	b) 自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明	b) 組織が自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を管理するプロセスを説明	b) 自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会が組織のビジネスモデル・バリューチェーン、戦略・財務計画、並びに移行計画または分析に及ぼす影響を説明	b) 自然への依存度及びインパクトを評価・管理するために組織が用いる指標を開示
	c) 自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会の組織の評価と対応において、先住人民、地域コミュニティ、影響をうけるその他のステークホルダーに関して、組織の人権政策とエンゲージメント活動、取締役会と経営者による監視を説明	c) 組織が自然関連リスクを同定・評価・優先付け・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理プロセスにいかにか統合されるかを説明	c) 様々なシナリオを考慮し、自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスを説明	c) 組織が自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を管理するために用いる目標及び目標に対する実績を説明
			d) 組織の直接の事業の資産/活動の場所、並びに、可能な場合には優先度の高い場所の基準を満たす上流及び下流のバリューチェーンにおける資産/活動の場所を開示	

LEAPアプローチ



LEAPアプローチ

- **作業想定**: 重要な自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会がありそうな活動を想定
- **目標と資源**: 現在の組織の能力、スキル、データと目標に照らして、評価を行うのに必要かつ合意された資源(人的資源、財源、情報源)と時間配分
- **LOCATE**: 自然とのインターフェイス
- **EVALUATE**: 依存度とインパクト
- **ASSESS**: リスクと機会
- **PREPARE**: 対応と報告
- 先住人民、地域コミュニティ、影響を受ける関係者との**エンゲージメント**
- シナリオ分析

Thank you for your attention!

Yukari TAKAMURA

E-mail: yukari.takamura@ifi.u-tokyo.ac.jp